

軽油抜取調査・ディーゼル車規制の実施について ～初の合同調査（八都県市・国土交通省）～

平成 18 年 5 月 30 日
千葉県総務部税務課
2 2 3 - 2 1 2 6
千葉県環境生活部大気保全課
2 2 3 - 3 8 1 0

今回初の取り組みとして、県警等の協力を得て、6月の環境月間にあわせ、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県内各地で、税務部門と環境部門及び国土交通省の合同による街頭検査を一斉に実施します。県内の実施詳細は以下のとおりです。

千葉県は、悪質な脱税行為であるとともに大気汚染の元凶となっている不正軽油を一掃するため、様々な調査、取締りを行っています。

また、自動車排出ガスによる大気汚染の改善を確実なものとするため、ディーゼル車規制の路上調査を行っています。

今回初めての取り組みとして、6月の環境月間にあわせて、四都県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の税務担当部門による軽油の路上抜き取り調査、八都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）の環境部門によるディーゼル車路上調査（取締りと啓発）及び国土交通省による街頭検査を、下記のとおり合同で実施します。

記

- 1 実施日時 平成18年6月6日（火）午後1時30分から午後3時30分まで
* 雨天時の対応 雨天の場合は翌日に順延
* 実施可否の決定 午前11時に行う（問合せ先 043-223-2170 担当 高田）
- 2 実施場所 ① 千葉市内、② 成田市内、③ 勝浦市内、④ 鴨川市内
- 3 実施内容
 - ① 実施場所共通事項・・・路上を走行するトラック等のディーゼル車を停車させ、燃料タンクからの燃料油の採取及び運転手からの聞き取り調査。
 - ② 千葉市内、成田市内、勝浦市内実施場所・・・千葉県ディーゼル条例に基づく運行規制の適合状況の確認調査。
 - ③ 千葉市内実施場所・・・関東運輸局千葉陸運支局による燃料中の硫黄分検査及び千葉市による街頭啓発活動の実施。
- 4 実施体制 各県税事務所、環境生活部大気保全課及び東葛飾県民センター職員
千葉市内の実施場所には、関東運輸局千葉運輸支局及び千葉市の職員が加わります。
合計約 60 人

千葉市内実施場所のみ、現地取材可能です。取材される方は次の点に御注意ください

- ① 取材する際には、報道機関を示す腕章等をつけること。
- ② 採油調査場所は危険が伴うため、税務課取材対応者の了解を得ずに、調査員や調査協力者（運転手）に取材は行わないこと。
- ③ 安全面に十分注意し、調査の妨げにならないよう御協力をお願いします。

参考資料

千葉県の不正軽油防止の取組みについて

平成 18 年 5 月 30 日

総務部 税務課 軽油引取室

県税務課では、不正軽油防止のため、各種調査に取り組む他、民間団体と協力して設置した不正軽油防止対策協議会と協力し、様々な不正軽油防止の取組みを行っています。

悪質な脱税行為であるとともに大気汚染の元凶となっている不正軽油を防止するためには、軽油を販売、使用する事業者の協力が不可欠なことから、今年度から千葉県独自の取組みとして、夏、秋、冬の不正軽油防止旬間を設け、不正軽油の流通確認のための各種調査に併せ、広報啓発運動を積極的に取り組むこととしました。

夏の旬間では、同期間中に埼玉県、東京都、神奈川県等と協調して実施する一斉街頭検査において、採油協力者に不正軽油の防止への協力を訴えます。

不正軽油防止旬間の取組みは下記のとおりです。

記

1 不正軽油防止強化旬間の設定について

夏の不正軽油防止強化旬間	平成 18 年 6 月 5 日から 6 月 14 日
秋の不正軽油防止強化旬間	平成 18 年 9 月 4 日から 9 月 13 日
冬の不不正軽油防止強化旬間	平成 18 年 12 月 4 日から 12 月 13 日

2 旬間中の取組みについて

- (1) 旬間期間とその前後に、不正軽油流通を防止するため、県内各地で各種採油調査を実施します。
- (2) 採油調査にあたる県税事務所職員は、不正軽油防止対策協議会が作成した「リーフレット」や啓発資料を持参し、調査協力者に配布し、不正軽油防止の取組みについて、協力を訴えます。
- (3) 夏の旬間では、同期間中に八都県市と共同して、一斉に実施する採油調査で、不正軽油防止への協力を訴えます。